



飼い主さん
お願いだ
ワン!!!

人とワンちゃんが笑顔で
過ごせる街をめざして
～人と犬の共生を考えよう～

ペットブームから、愛犬家と言われる人が増えました。
番犬でなく、家族の一員として受け入れた方も多いでしょう。

そして近隣住民によるお悩み相談も増えました。
相談内容のナンバーワンッ！はここ数年変わりません。
市が作製した啓発看板を取付ける、また個人や地域で
問題解決を試みてはいるものの、限界はあるようです。

もう一度見直してみませんか？

あなたのマナーと愛犬へのしつけ。



松戸市

matsudo

フンの置き去りに憤慨です！

「散歩に行かないとトイレが出来ない」また「散歩自体がトイレです」という飼い主さんいませんか？

トイレはしつけの第一歩。散歩はワンちゃんの運動や気分転換、また外でのコミュニケーションであり、決してトイレのための散歩ではありません。

もう一度しつけから…散歩の際にしまったフンは、必ず置き去りにせず持ち帰りましょう。

散歩途中にあるまちのゴミ箱やコンビニエンスストアやスーパーのゴミ箱、ごみの集積所へ捨てることも禁止です、自宅に持ち帰り処分しましょう。（松戸市安全で快適なまちづくり条例第8条）



そこでオシッコ（マーキング）してもいいの？

ここではマーキングの事をお伝えしようと思います。自宅でオシッコを済ませているのに、オス犬が散歩中に足を上げておしっこをする行為がマーキングです。

電柱や草むらだけでなく、他の家の外壁やプランターなどの個人の所有物などもマーキングの対象となり、他人に迷惑をかけてしまいます。散歩をする時は、排泄させない努力も飼い主さんには必要なのです。

リード（引き綱）を短く持って散歩することもその一つです。万が一に備えペットシートや水の入ったペットボトルを持参している飼い主さんもいらっしゃるようです。しちゃった…とその場を離れるのではなく、ペットシートで吸い取る、お水で洗い流すなどの処理マナーも、飼い主さんには求められているのです。



リード（引き綱）忘れていませんか？

小型犬でも大型犬でも、必ずリード（引き綱）を付けて散歩しましょう。

いくらしつけが出来ていても、リード（引き綱）がなければ、突然の事態に対応することができません。

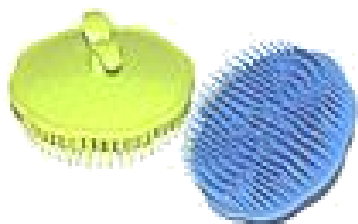
外では何が起きるかわかりません。何かの拍子にビックリして、突然興奮することもあります。その姿が攻撃的に見えることも…。

また、伸びるリードで飼い主さんより数メートル先を歩いているワンちゃんを見かけることもありますが、この行為も大変危険です。

リード（引き綱）は短く持ち、常に制御できる状態にしましょう。

（千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第18条）

屋外でのブラッシング



毛並みや毛艶が良いとワンちゃんも優雅に見えますが舞い飛んだ抜け毛はそのままなんてことはありませんか？他人の家の洗濯物に抜け毛が…とか、側溝に抜け毛が…などの配慮不足の行為も耳にします。屋内（自宅）で出来ないのであればせめて自宅の庭でブラッシングするようにしましょう。

鳴き声が気になるワンッ！

「鳴かないの～、吠えないの～」と言っても、ワンちゃんは鳴いたり、吠えたりするものです。嬉しいのか、悲しいのか、それとも警戒しているのか、普段から接していれば、どんな時にそうなるか予測も出来ますよね。

いきものゆえに、空腹などの生理的なことでも鳴いたり、吠えたりします。ワンちゃんの無駄吠えが少なくなる環境にしてあげることや、窓を開けっ放しにしない（鳴き声が外に漏れる）等の対策を考えてみましょう。周りの人は自分が思っている以上に敏感です。



何頭飼っています？

昨今メディアで放送されています多頭飼育崩壊という問題。飼い主の経済的理由により管理不能となり、また近隣住民への問題も発生します。千葉県ではこのような事態を防ぐため犬猫合わせて10頭以上の多頭飼育をされている方は保健所への届出が必要になりました。※91日齢未満の犬猫を除く
(千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第14条)



地域において、環境美化の推進や、生活環境保全等の観点からも、マナーを忘れてしまった飼い主さんによる配慮不足な行為が、問題視されているのです。

飼い主さん以外の人からワンちゃんを心配する声も

- 鳴き声や吠え方がおかしい…
- 餌をもらえてないのでは…
- ずっと鎖に繋がれたまま…
- 自宅庭の糞尿の世話がされていない…など

ワンちゃんの虐待に関する相談のお電話もいただいています。



全ては飼い主さんの意識が大事なのです。



改めて、わんちゃんの飼い主さんとお約束！

- ・ 飼い犬の登録をしましょう。(狂犬病予防法第4条)
- ・ 鑑札と狂犬病予防注射済票は首輪につけてください。
迷い犬となった時に鑑札がついていれば飼い主さんがわかります。
- ・ 毎年1回、狂犬病予防注射を受けましょう。(狂犬病予防法第5条)
- ・ 散歩の時は、必ずリード(引き綱)をつけましょう。
- ・ リード(引き綱)は短く持ち、犬の行動を制御できるようにしましょう。
- ・ トイレのしつけをしましょう。また、トイレを済ませてから散歩に出かけましょう。散歩はトイレを済ませるためのものではありません。
- ・ もし、犬が散歩中に排泄をした場合は、飼い主さんが責任を持って片付けましょう。



このような事例、取り組んでみませんか？

「せっかくの散歩を何かに役立てないだろうか…」という気持ちから市内某町会では、ワンちゃん好きな仲間が集り、有志でクラブを結成！

メンバーにはワンちゃんを飼っていない人もいるのだそうです。

2班に分かれ朝と夕の散歩を行い「町内環境を守ろう！」というもの。

- ・ 散歩マナーの呼びかけ(飼い主さん同士のコミュニケーション)
- ・ 交通安全活動(高齢者や子どもたちの安全管理)
- ・ 挨拶などの声かけ(不審者の発生を抑える)
- ・ 不審物や不審車両のパトロール・・・など

日々のパトロール活動のほか、仲間同士の懇親会も行っているそうですよ！

みられていますよ！あなたのマナー



トイレはおうちですませてね

松まつどし

～お問い合わせ先～

松戸市役所 環境部
環境保全課 環境衛生係
〒271-8588

松戸市根本 387-5
TEL047-366-7336
FAX047-366-1325

mckanhozen@city.matsudo.chiba.jp

平成27年12月発行